

山口大学医学部附属病院感染防止対策に関する取組事項

1. 当院は、感染防止に係る部門(以下、感染防止対策部門という。)を設置しています。
2. 感染対策防止部門に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行っています。
3. 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は、感染制御チームの具体的な業務内容を整備しています。
4. 感染制御チームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防対策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布しています。マニュアルは、定期的に新しい知見を取り入れ改訂しています。
5. 職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っています。
6. 感染防止対策加算2に係る届出を行った医療機関と合同で、少なくとも年4回程度、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を記録しています。
7. 感染防止対策加算2を算定する医療機関から、必要時に院内感染対策に関する相談等を受けています。
8. 院内の抗菌薬の適正使用を監視するために届出制の体制をとっています。
9. 1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っています。
10. 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示しています。
11. 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けています。
12. 院内感染対策サーベイランス(JANIS)等、地域や全国のサーベイランスに参加しています。
13. 感染防止対策加算1の届出を行っています。
14. 他の感染防止対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に相互に赴いて、様式に基づく感染防止対策に関する評価を行う、その内容を報告しています。また、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より評価を受けています。